

令和6年4月16日

第2・3学年保護者様

埼玉県立川口高等学校

授業料・諸会費の減免について

標記について下記のとおりご案内申し上げます。

**授業料については原則「高等学校就学支援金制度」が適用されますので、
授業料の減免は「高等学校就学支援金制度」を受けられない方のみが対象です。**

1 減免の対象者要件

- (1) 保護者が**令和6年度の市町村民税所得割額の納税義務を負わない（非課税）者で、
納入が困難な者**

※さいたま市から市民税を課されている者においては、税源移譲前の税率で算出した市民税所得割額が確認の対象になります

- (2) **児童扶養手当を県の基準額以上受けている者**（裏面をご覧ください）
(3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属するもの
(4) 児童福祉法第41条又は第44条に規定する施設に入所している者又は同法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者又は家庭裁判所の選任により未成年後見人となった法人に身上監護されている者
(5) 以下に該当し、納入が困難となった者

- ア 保護者が天災その他不慮の災害を受けた者
イ 保護者が死亡、又は長期の傷病にかかった者
ウ 保護者の失職、転職等により家計が急変した者

※ ア～ウについては事実発生日や期間等の条件がございます

2 申出期限

減免を申請される方は、**4月26日（金）まで**に事務室へお越してください。申請に係る書類をお渡しします。なお、生徒本人が受領いただいてもかまいません。

※年度途中で事由が発生したときは、事由発生日から起算して3か月以内に申請書類を受理したものに限り、事由発生月の翌月（事由発生日が月の初日の時は、その日の属する月）まで遡って減免の始期とすることができますので事務室までご相談ください。

減免審査に係る児童扶養手当額について

受給対象児童数	一月あたりの受給額
1人	38,200円
2人	52,310円
3人	59,340円
4人	66,510円
5人	73,810円
6人	81,270円
7人	88,810円

こちらの額以上受給されている方は、減免対象者です。

※ 上記表の額は、令和6年4月分以降の児童扶養手当受給額に対応しています。

なお、上記表の額は、児童扶養手当の受給額を基に減免決定できる額であり、上記の額未満の受給額であっても却下になるとは限りません。保護者の市町村民税所得割が非課税であるか確認してください。